

# 青森県報

第九百二十四号

令和七年  
六月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(福祉課) ……二

### 公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(地域企業支援課) ……二
- 選挙管理委員会……………
- 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) ……二

### 人事委員会

- 人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(事務局) ……三

### 監査委員

- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第百四十一号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和七年六月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇二〇〇	令和七・五二六	株式会社ハッピード	青森市矢一四の二	住宅型有料老人ホーム	青森市矢一四の二	令和七・六一	住宅型有料老人ホーム

### 青森県告示第百四十二号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同法第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和七年六月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇三三三	令和七・五二六	株式会社ハッピード	青森市矢一四の二	住宅型有料老人ホーム	青森市矢一四の二	令和七・六一	住宅型有料老人ホーム

青森県告示第百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年六月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	社会福祉法人秋葉会
	主たる事務所の所在地	八戸市大字河原木字八太郎山三の一三八
障害福祉サービスの種類	短期入所	短期入所
	障害福祉サービス事業を行う事業所	コレクティブハウス彩園アルテ
廃止年月日	名称	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一三二
	所在地	令和七・六・三〇

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン平賀  
平川市小和森上松岡一九三の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- DCM株式会社  
東京都品川区南大井六丁目二二の七  
代表取締役 石黒靖規  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役 加藤久誠

NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目二の七〇

代表取締役 成瀬明弘

三 市町村の意見の概要

駐車場の位置及び収容台数の変更について、駐車場敷地へ埋設されている防火水槽及び減少区域に対する防犯上・環境衛生上の管理について配慮されたい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び平川市役所

2 期間

令和七年六月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年六月九日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

表中

青森市ほろがけ福祉館	〃	小柳六丁目二の七	を
青森市民体育館	〃	合浦二丁目九の一	を
青森市ほろがけ福祉館	〃	小柳六丁目二の七	に、
花岡農村環境改善センター	〃	浪岡大字女鹿沢字野尻一四の一	を
花岡農村環境改善センター	〃	浪岡大字女鹿沢字野尻一四の一	を
青森市総合体育館	〃	大字浦町字橋本三三五の一七	に改める。

### 人 事 委 員 会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月九日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 青森市の項中

青森市清掃工場	場長	を	青森市清掃工場	場長	に
			あおもり親子はぐくみプラザ	所長	

改め、同表弘前市の項中「主幹（法規、秘書）」の下に「人事」を加え、同表八戸市の項中「人事担当」を「人事、職員団体、勤務条件担当」に改め、同表黒石市の項中「（課に置く室に置くものを除く。）」を削り、「法規、庁舎管理担当」を「法規担当」に、「庁舎管理、人事」を「人事」に改め、「財政係長」の下に「主査（秘書担当）」を加え、同表五所川原市の項中「課長、」の下に「こども家庭センター所長、」を加え、「管財係長」を「管財検査係長」に改め、同表十和田市の項中「課長補佐」を「所長、課長補佐」に改め、同表三沢市の項中「庁舎管理、事務管理、予算担当」を「事務管理、予算、庁舎管理担当」に、「人事管理係長」を「給与厚生係長、人事戦略係長」に、「管財課管理係長、政策調整係長」を「行革推進係長」に、「行革推進係長」を「公共施設マネジメント係長」に改め、同表むつ市の項中「秘書担当」を「秘書、人事担当」に改め、「主任主査（人事担当）」の下に「主任（人事担当）」を加え、同表横浜町の項中「総務課課長補佐」の下に「企画財政課課長補佐」を加え、同表東北町の項中

上北保健福祉センター	所長	を	支所	支所長	に改
			上北保健福祉センター	所長	

め、同表階上町の項中

課長	を	課長、室長	に改め、同表八戸地域広域市町村圏事務
----	---	-------	--------------------

組合の項中「総務課長」の下に「清掃工場長、リサイクルプラザ所長」を加え、「清掃工場長」を削り、同表西北五環境整備事務組合の項を削り、同表西北五広域連合の項中「総務課長」を「課長、室長、所長、総務係長」に改める。

別表第二中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校

校長、教頭

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月九日

- 青森県監査委員 佐々木 知彦
- 青森県監査委員 三 浦 朋 子
- 青森県監査委員 櫛 引 ユキ子
- 青森県監査委員 小比類卷 正 規

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小林 太郎	青森県弘前市大字和徳町五二
齊藤 貴彰	青森県八戸市南類家一丁目一五の六
鈴木 崇大	青森県弘前市大字城南五丁目三の二二
千田 泰士	青森県八戸市売市二丁目八の五
石動 龍	青森県八戸市大字河原木字小田上二〇の一七

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和七年六月九日から令和八年三月三十一日まで

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十一円七十銭